

第1回日独政府間協議
共同声明
2023年3月18日、東京

1. 本日、日本国政府及びドイツ連邦共和国政府は、岸田文雄内閣総理大臣及びオラフ・ショルツ首相による共同議長の下、第1回政府間協議を開催し、経済安全保障に焦点を当てる形で深く踏み込んだ議論を行った。両首脳に加え、別添に記載された関係閣僚及び関係省庁幹部が出席した。
2. 日独関係は、相互信頼、共通の利益、多くの分野における活発な交流並びに自由、人権の尊重、民主主義、法の支配、開かれた自由かつ公正な貿易及び多国間システムという共有された価値に基づいている。日独は、G7及びG20の一員として、また、連続してG7議長国を務める間（ドイツ：2022年、日本：2023年）において、長きにわたる信頼に基づく協力関係を享受するとともに、2022年のドイツの議長国の下でのG7エルマウ・サミットにおいてG7内で初めて取り上げられ、また、G7広島サミットにおいて議論される経済安全保障に関する協力を強化するとの意思を確認した。日独は、それぞれの国連安全保障理事会非常任理事国としての立場において、また、安保理改革に関するG4の一員として、多くの分野における協調した政治的アプローチを達成し、主要で体系的な課題及び緊急の危機の双方に対処してきた。これらの協調の取組に加え、日EU経済連携協定（EPA）及び戦略的パートナーシップ協定（SPA）は、二国間の文脈を含め、経済的及び政治的協力を更に強化するための基盤を提供している。
3. 両国政府は、政府間協議は、2つの主要な先進工業及び民主主義経済である日独が、ルールに基づく多国間秩序、普遍的人権、自由貿易及び気候行動の促進のための共同のコミットメントを強化し、多国間主義の強化における共通の利益を再確認するための新たなプラットフォームを提供するとの見解で一致した。両者は、平和で繁栄した世界に向けて具体的な協力を推し進めるための新たな方途を提示するとの政府間協議の役割を強調した。
4. 日独は、ロシアのウクライナに対する侵略戦争並びにロシアによるエネルギー及び食料の武器化が、世界的な経済の混乱及び世界、特に脆弱な国々において、苦しみを引き起こしてきているとの見解で一致した。両者は、ロシアのウクライナに対する違法でいわれのない不当な侵略戦争を最も強い言葉で非難し、ロシアに対し、ウクライナから全ての軍及び軍事装備を直ちにかつ無条件で撤退させるよう要求した。両者は、必要とされる限りのウクライナに対する協調した支援及びロシアに対する制裁を継続する。

5. 日独は、欧州とインド太平洋の安全保障は密接に連結しているとの認識を共有した。両者は、日本の「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の実現に向けたビジョン及びドイツの「インド太平洋ガイドライン」の下での具体的な連携を強化することで一致した。両者は、包摂的で法の支配に基づく自由で開かれたインド太平洋を維持することの重要性を改めて表明した。両者は、緊張を増大させる力又は威圧によるいかなる一方的な現状変更の試みにも強く反対する。
6. 日独は、日本国の自衛隊とドイツ連邦軍との間の協力を促進するとのコミットメントを改めて表明した。両者は、後方支援の提供等、二国間の防衛及び安全保障協力に係る活動のための法的枠組みを構築するために取り組んでいくこととした。
7. 日独は、経済的繁栄に対する攻撃が、民主主義及び社会的結束を不安定にする効果を常にもたらすことを認識し、不当な影響工作、スパイ活動、不正な知見の漏洩及び妨害工作からグローバル・バリューチェーン及びサプライチェーンを防護するため、現実及びサイバー世界における悪意ある行動に対する戦略的対話を深めるとの意図を表明した。
8. 日独は、両国の民主主義を更に強靱にするよう取り組むと同時に、ハイブリッドな脅威を含む民主主義的な制度への信頼を損なうべく操作しようとするあらゆる試みを押し返すよう取り組むとの意図を表明した。この文脈において、両者は、偽情報から情報環境、民主主義システム及び開かれた社会を偽情報から守ることを含め、外国による脅威から両国の民主主義を共同で守るための取組の一環として、G7即応メカニズム（RRM）に対するコミットメントを再確認した。
9. 第1回政府間協議において、日独は、近年の重要性の高まりを背景として、経済安全保障を協議の主な議題として設定した。この点において、両者は、世界貿易機関（WTO）を中核とする多角的貿易体制を強化することによるものを含め、グローバルに経済の強じん性を強化するために二国間及び世界中のパートナーと共に協力することの重要性を強調した。
10. 日独は、COVID-19のパンデミックが、サプライチェーンの混乱や物価高騰等、様々な経済的課題を悪化させたことを認識した。特に、パンデミックの間、医薬品等の特定の品目のサプライチェーンの脆弱性が人々の生命及び生活を脅かした。
11. 上記を前提として、日独は、自由で公正かつルールに基づく経済秩序、より安定した強靱な世界経済、及び、経済安全保障を確保するに当たっての、

2つの主要な先進工業及び民主主義経済としての両国の重要な役割を認識した。両者は、日本の経済安全保障推進法及びドイツのITセキュリティ法2.0の施行開始を含む、両国における最近の進展を歓迎した。

12. 日独は、経済的威圧に懸念を表明し、反対した。このような慣行は、グローバルな安全保障と安定を損なうものであり、防止されなければならない。この目的のために、両者は、世界のパートナーとの緊密な連携の下、そのような経済的威圧に効果的に対処し、必要に応じて共同の対応を模索するとの意図を表明した。
13. 日独は、重要・新興技術の保護及び育成に当たり協働することにコミットした。両者は、技術の急速な発展足並みを揃える形で、軍事目的で使用され得る材料、技術及び研究の効果的かつ責任ある輸出管理を強化するに当たり、他国と共に引き続き取り組むとの認識を共有した。水素及びアンモニア等のその派生物並びに循環経済を含め、重要・新興技術の育成に関しては、デジタル化及び人工知能（AI）を含む様々な分野における更に強化された協力に関してアイデアの交換を行うことは有用であるとの認識を共有した。両者は、実効的なガバナンスを通じ、技術発展が責任あるものに形成される必要性を認識した。両者はまた、責任ある、包摂的な、透明性のある、持続可能な技術の設計、開発及び利用を促進し、保護するための国際的な協働を引き続き強化していく。そうした技術は、人権と共通の民主的価値に従って、プライバシーを尊重し、ユーザーの安全を可能にするものである。両者は、日独科学技術協力合同委員会やその他の省庁間の対話において議論を深めるとの意図を表明し、そのような枠組みを戦略的に強化していくことで一致した。
14. 日独は、重要インフラの防護に関してとるべき措置に関して意見交換を行い、その進展につき議論を継続していくとの意図を表明した。両者はまた、オープンで、安全で多様かつ強じんな、5GやBeyond 5G等の電気通信インフラの重要性を強調した。
15. 日独は、サイバー空間において一層高度な悪意ある行動につき懸念を表明した。両者は、国際的な平和と安定のため、サイバー空間における責任ある国家の行動を促進していくとのコミットメントを改めて表明するとともに、全ての国家に対し、「国際安全保障の文脈における情報及び電気通信分野での発展に関するオープン・エンド作業部会」（OEWG）並びに「国際安全保障の文脈におけるサイバー空間での責任ある国家の行動の進展に関する国連政府専門家会合」（GGE）における取組に基づき、既存の国際法がサイバー空間にどのように適用されるかについての実質的な議論を深めることを促した。両者は、サイバーセキュリティに関する協力を強化し、

日独サイバー協議を毎年開催するとのコミットメントを表明した。両者は、セキュリティ及びプライバシーを強化することを通じ、国境を越えるデータの安全な流通を促進するため、「信頼性のある自由なデータ流通（DFFT）」に関する協力を継続する必要性を再確認した。

16. 日独は、強じんなサプライチェーン・ネットワークを構築するに当たり、透明性、多様化、安全性、持続可能性及び信頼性が不可欠な要素であるとの認識を共有した。両者は、過度な依存のリスクに対処し、これを低減するため、経済の強じん性における協力を強化することにコミットした。両者は、エネルギー安全保障、気候危機及び地政学的リスクに総体的に取り組むためグローバルなエネルギー移行を加速させることの重要性を考慮しつつ、特に、重要鉱物、半導体、クリーンエネルギー、水素及び電池といった戦略的部門において、重要なグローバル・サプライチェーンに対するリスクに対処するためのベスト・プラクティスを共有していくとの意図を強調した。この文脈において両者は、重要鉱物の供給の確保、並びに、それに伴う採掘、精錬、加工及び再利用のための政府支援の分野における、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（JOGMEC）及びドイツ連邦地球科学・天然資源研究所を含め、関係省庁間の協力を拡大するとの意図を表明した。両者はまた、グローバル・サプライチェーンにおける人権の保護及び脱炭素化を堅持するための協力の重要性を改めて表明した。
17. 日独は、加速し激化する気候変動の影響に対する両国の強い懸念を強調し、迅速で強じんで及び公正な移行に向けた更なる即時で具体的な行動をとることを強調した。両者は、各国の事情に応じた多様で現実的な道筋をとることの重要性を認識した。供給上の制約並びに食料及びエネルギー価格の急騰を含む最近の危機が脆弱性を明らかにしていることを認識し、日独は、既存の多国間秩序に基づき、また、気温上昇を摂氏1.5度に抑えることを射程に入れ続けるというコミットメントに沿って、食料及びエネルギー安全保障に関する経済の強じん性を強化する意図を表明した。両者は、グローバルなエネルギー安全保障を確保するため、エネルギー源の多様化の重要性、並びに、再生可能エネルギー、水素及びエネルギー効率といった代替源及び新技術への投資を通じた加速されたクリーンエネルギー移行の重要性を共有した。
18. 日独は、気候クラブが、高い野心を持つ、議論のための政府間のフォーラムとなり、更なる協力、より良い協調及びあり得べき共同行動を可能とする枠組みとしての役割を果たすことを強調した。
19. 日独はまた、公平な競争条件を損なうだけでなく、戦略的な依存及び構造的な脆弱性を生み出す非市場的政策及び慣行に対応するとのコミットメン

トを再確認した。両者は特に、まん延する有害な産業補助金、国有企業による市場歪曲的な行為及びあらゆる形態の強制技術移転といった問題への懸念及びこれらに取り組むことへのコミットメントを表明した。

20. 日独は、経済安全保障は二国間のみならず国際社会全体にとっても重要な政策課題であるとの認識を強調した。両者は、開発途上国及び新興国の経済的自律性を強化するため、それらの国々の経済の強じん性の向上を支援するとのコミットメントを表明した。
21. 課税の分野において、日独は、経済のグローバル化及びデジタル化に伴う課税上の課題に対応するOECD/G20の2つの柱の解決策の両方の柱の迅速な実施に対する強化されたコミットメントを再確認した。
22. 日独は、透明で公正な貸付慣行の重要性を再確認した。両者は、透明で公正な開発金融を促進するため、全ての当事者に対し、国際的に認められたルール及びスタンダードを遵守するよう求めた。両者は、途上国及び新興国の主要な二国間債権者として、予測可能かつ適時に、秩序立った方法で連携して、債務支払猶予イニシアティブ（DSSI）後の債務措置に係る共通枠組を実施することを含め、債務破綻状態の国に対する協調した債務措置を促進するため、多国間の協調を強化する意図を表明した。
23. 日独は、共同の強じん性を強化するとのコミットメントを示すこと及びG7の下で経済安全保障に対する課題に対処することで一致するとともに、G7広島サミットの成功に向けて緊密に連携するとのコミットメントを表明した。
24. 両者は、適当な時期に、次回政府間協議を開催することを確認した。
25. 両首脳は、第1回政府間協議において行われた議論に満足の意を示すとともに、基本的価値を共有する戦略的パートナーとして、日独関係を更に拡大及び深化させていくとの全面的なコミットメントを改めて確認した。

別添

第1回政府間協議の参加者リスト

日本側：

- 岸田 文雄 内閣総理大臣
- 林 芳正 外務大臣
- 高市 早苗 経済安全保障担当大臣
- 鈴木 俊一 財務大臣
- 浜田 靖一 防衛大臣
- 松本 剛明 総務大臣
- 西村 康稔 経済産業大臣

ドイツ側：

- オラフ・ショルツ 連邦共和国首相
- ロベルト・ハーベック 連邦共和国副首相兼経済気候大臣
- クリスティアン・リントナー 連邦共和国財務大臣
- ナンシー・フェーザー 連邦共和国内務大臣
- アナレーナ・ベアボック 連邦共和国外務大臣
- ボリス・ピストリウス 連邦共和国国防大臣
- フォルカー・ヴィッシング 連邦共和国デジタル交通大臣